

証券番号	9802957849
------	------------

特定施術危険等対象外特約（きくや美粧堂用）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ケミカルピーリング	化学作用により皮膚を薄く剥がして、光老化を起こした皮膚を若返らせる手技をいいます。
高密度焦点式超音波（High Intensity Focused Ultrasound）	超音波を体内に照射し肌深部に熱と振動を発生させることによって、細胞を活性化させる行為をいいます。
脱毛	光脱毛やニードル脱毛等の機械を使用した脱毛をいい、ワックス脱毛、糸脱毛等の機械を用いない脱毛は除きます。
リラクゼーション行為	筋肉の弛緩、緊張の緩和、血行改善によって健康や美容向上を目指した手技を用いて行われる療法をいい、薬物・外科・食餌・物理療法および器具（注）を用いて行う療法を除きます。 （注） 器具 手技に用いる補助具を除きます。
レーザー治療	固有の波長の光を照射して、治療対象のみ選択的に美容または健康の効果を発揮させることをいい、脱毛、しみ取り、しわ・たるみ取り等の目的を問いません。
レーシック	目の表面の角膜にレーザーを照射し、角膜の曲率を変えることにより視力を矯正する手術をいいます。

第1条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、基本特約第3章賠償責任担保条項第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第5条（保険金を支払わない場合－共通事由）、第6条（保険金を支払わない場合－施設・業務遂行危険に関する事由）、第7条（保険金を支払わない場合－製造物・完成作業危険に関する事由）、第8条（保険金を支払わない場合－受託物危険に関する事由）、および第9条（保険金を支払わない場合－受託不動産危険に関する事由）に掲げる損害のほか、次の施術に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① ケミカルピーリング
 - ② 高密度焦点式超音波（High Intensity Focused Ultrasound）
 - ③ 脱毛
 - ④ レーザー治療
 - ⑤ レーシック
- (2) (1)に掲げる損害のほか、当会社は、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 法令に違反した薬品に起因する賠償責任
 - ② 直接であると間接であると問わず、被保険者の施術等がその意図した効能または効果を発揮できなかったことによる賠償責任
 - ③ リラクゼーション行為を受けた者がリラクゼーションサロン店退出後48時間経過した後に、発見・発症した身体の湿疹、かぶれまたは肌荒れに起因する賠償責任

- ④ 使用用具の消毒不足等によって発症した感染症その他疾病に起因する賠償責任
- ⑤ 頚椎へのスラスト法施術に起因する賠償責任

第2条（**基本特約**の適用除外）

当社は、基本特約第3章賠償責任担保条項第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第6条（保険金を支払わない場合－施設・業務遂行危険に関する事由）(1)⑤の規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。